

## 新入生のみなさんへ 学生生活の注意事項 《 気をつけたい10のこと 》

新入生の皆さん、横浜国立大学ようこそ。  
これから充実した学生生活を送るために、社会生活の基本的なマナーや注意点をご紹介します。  
事前に正しい知識を得ていれば、トラブルを回避できます。  
大学の一員としての自覚を持ち、責任ある行動をとり、  
仲間や近隣の住民にも信頼される国大生になってください。  
困ったときはひとりで解決しようとせず、まず、相談窓口に来てください。

### 01: カルト系団体の勧誘に注意

入学当初は、サークルによる新入生への入会勧誘が盛んです。  
これに紛れて反社会的な行動を行う団体、カルト系団体がサークルを装って勧誘してくる場合があります。  
学内においても、目的偽装、献金強要等の勧誘にまつわるトラブルが発生しています。  
勧誘の手口としては、昼休みに食事をしている時などに、サークルへの勧誘、性格診断、アンケート調査などと言って声を掛け、世間話や趣味などの話題から親しくなり、住所や電話番号などの個人情報を聞き出し、セミナーや合宿等に参加するように勧める方法です。(最近では男女二人組で勧誘するパターンや集団で囲んで勧誘するパターンがありました。)

- ・いっしょにサッカーしませんか? ・いっしょにボランティア活動しませんか?
- ・食事会、勉強会、合宿に参加しませんか? ・コンサートに来ませんか?

このような団体は、最初は一見楽しそうなサークルを装いますが、参加している間に宗教的な話が出たりビデオを上映したり、気が付いたらサークルの名前と違う団体が主催していたりすることがあります。  
相手が信頼できる人・組織だと確認できるまでは、個人情報を教えてはいけません。  
おかしいと思ったら、きっぱり「NO」と断ることが大事です。  
何か変だなと感じたり、執拗な勧誘が続いたりしたら、一人で解決しようとせず、学生支援課にご相談ください。

### 02: 悪徳商法に注意

18歳から大人

- ・携帯電話の出会い系サイトなどで知り合った異性が、恋愛感情を巧みに利用して高額な商品の契約を結ばせる「デート商法」
  - ・簡単にお金を稼げると甘い言葉で商売を勧める「マルチ商法」、「ネットワークビジネス」
  - ・街角でアンケート調査などと言って呼び止め、事務所や喫茶店などに同行させ、契約を結ばせる「キャッチセールス」
  - ・△△の資格が必ず取得できると、一般より高額な教材を売りつける「資格商法」
  - ・正規の企業や組織を装い、個人情報を求める電子メールを送り付ける「フィッシング詐欺」
  - ・身に覚えのない請求書などが届く「架空請求」
  - ・携帯電話の出会い系サイトやアダルトサイト利用料金などの「迷惑メールによる不当請求」
- このような悪徳商法の被害に遭わないためには・・・  
“おいしい話”と思ったら、十分警戒し、必要がない時は、きっぱりと断りましょう。

契約の際、すぐに署名や押印をせず、契約書や申込書の内容を十分確認しましょう。身に覚えのない請求は、無視することが一番です。軽率に動くと個人情報を知らせてしまう危険があります。その場で即決せずに、家族や友人に相談することが有効です。

## 03：インターネット上のトラブルに注意

ロコミサイト、ソーシャルゲーム（オンラインゲーム、ゲーム用アプリを含む）、サクラサイト（運営事業者との関係が疑われる「サクラ」が異性、芸能人、占い師などの役になりすまして、有料のメッセージ交換サービスを通じて継続的に課金させ続けるウェブサイト）において、トラブルが相次いでいます。

また、SNS 上の発信は取り消せません。Facebook、X（旧 Twitter）等に面白半分で軽率な書き込みをすることは、信用をなくすばかりか法的な処分を下されることもあります。SNS は、他の人も閲覧する可能性のある公共の場であると捉えてください。

- ・許可なく他人の個人情報、写真を掲載しない
- ・誹謗中傷をしない
- ・不正なソフト(海賊版など)を使用しない
- ・アルバイト先などで職務上知り得た情報をツイートしない
- ・有料サービスの利用時は課金状況を随時確認すること
- ・購入前に解約・返品ルールを確認すること
- ・SNS 上でのお金の貸し借りを「個人間融資」は利用しないこと
- ・ロコミだけで判断しないこと
- ・心当たりのない電子メール等での勧誘、挑発、脅迫に応じない
- ・心当たりのない宅急便の不在ショートメールの URL をクリックしないこと
- ・登録した後であっても、不審な点を感じたら毅然と関係を絶つこと
- ・支払後でも悩まず、かながわ中央消費生活センター（045-311-0999）、警察に相談すること
- ・一定期間内であれば契約を解除できる「クーリング・オフ」の制度もあります
- ・インターネット上の誹謗中傷に対しては、警察のほか官民の相談機関等が対応しています

## 04：不審者に注意

- ・通学中に不審者につきまとわれた

土日のキャンパスや夜間は人通りが少なくなります。なるべく複数で行動し、バスの運行時間内には帰路につきましょう。

不審な人物に遭遇したら、すぐにその場を立ち去り、警察や大学職員に通報してください。危険を感じたら大きな声で助けを求め、防犯ブザーを鳴らしましょう。希望者には防犯ブザーを貸し出しています。（学生センター2階学生支援課②窓口）

## 05：ハラスメントに注意

ハラスメントとは、行為者の意図に関わらず、相手に不利益や不快感、脅威を与えたり、個人の尊厳または人格を侵害することで、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどがあります。

嫌なことは相手に対して意思表示をするとともに、ひとりで悩まずに、勇気を出して信頼できる人や、大学の相談窓口等に相談しましょう。また、ハラスメントの加害者とならないよう、互いの存在や人格を尊重し合い、相手が不

快に思っていないか配慮をしましょう。

相談窓口一覧やハラスメント相談室の開室日等は、下記を参照下さい。

<https://www.ynu.ac.jp/campus/harassment/index.html>

(在学生向けポータルサイト>学生生活ハンドブック>問い合わせ・相談窓口>ハラスメント相談)

## 06：通学時の注意

大学の一員として自覚を持って、行動してください。

・イヤホンをつけたまま、スマートフォンを使用しながらの「ながら歩行、ながら運転」は、大事故につながります

・大学内には保育所があり、小学生の通学路にも指定されています

スピードの出し過ぎ、駐輪違反に気をつけて、こどもや近隣住民の方々への配慮も大切にしてください。

・「深夜に近隣迷惑を顧みず、自宅または、駅等の公共の場所で騒いだりする行為」「通学途上、大声で話しながら、横に広がって歩き、道をふさぐ行為」「岡沢町バス停前交差点や大池道路にて歩道橋や横断歩道を通らず道路を直接横断する行為」「歩きたばこやたばこのポイ捨て(通行人の火傷や火事につながります)」は、和田町駅、三ツ沢上町駅、羽沢国大駅周辺、通学路隣接の住民の方々、タクシー運転手の方から、大学に対して指導を求められており、度々学生へ注意喚起している事柄です。

・大学周辺は私道も多いため、通学には大学推奨の通学路を利用ください。

## 07：ごみのマナーに関する注意

ごみは分別が義務づけられています。

あなたが居住するアパート等のごみの分別及びごみ出しの曜日・時間を必ず守りましょう。

(分からない場合は、自治会の役員の方やアパートの大家さんに確認しましょう。ごみの集積所に表示が出ている場合もあります。)

ごみの分別及びごみ出しの時間を守らないと、カラスやネコにごみを荒らされ近隣の住民の迷惑になります。

また、学内でも、もやすごみ、汚れたプラスチックごみ(産業廃棄物)、リサイクル回収品(きれいなプラスチック、ビン、缶、ペットボトル、古紙)に分けて指定のごみ箱に捨ててください。

(※家庭のごみの分別方法と大学のごみ(事業系ごみ)の分別方法は異なります。要注意!)

## 08：喫煙・飲酒に関する注意

成年年齢引き下げで変わらない(20歳にならないとできないこと)

### ◎喫煙に関する注意

キャンパスは指定された喫煙場所以外は禁煙です。

喫煙する際は受動喫煙(他人のたばこの煙を吸わされること)は健康に影響を与えることを常に意識しましょう。言うまでもなく、**20歳未満の者の喫煙は法律で禁止されています**。歩行中の喫煙、吸い殻のポイ捨ては厳禁です。他人への思いやりを持ち、クリーンなキャンパスを心がけ、すべての人に快適なキャンパスとなるようご協力をお願いします。

### ◎飲酒に関する注意

大学生になると、クラブ・サークルや研究室などの集まりで、飲酒の機会もあります。仲間を作る楽しい場である一方で、飲み過ぎによる急性アルコール中毒等で重篤状態となり、死に至る事件が発生しています。下記のこと

・**20歳未満の者の飲酒は、法律で禁止されています**

- ・飲酒の強要は、絶対にしないこと
  - ・飲酒を強要された場合は、きっぱりと「NO」と断ることが大事です
  - ・たとえ自分はお酒に強いと思っても、イッキ飲みやコール等の危険な飲酒はしないこと、また、仲間にさせないこと
  - ・飲酒をしたら、自動車・バイク・自転車の運転は絶対にしないこと。
- 令和6年11月1日道路交通法の改正により、自転車の飲酒運転禁止が強化されていますので、「飲んだら乗らない。」を徹底してください。
- ・具合の悪くなった人を一人にしないこと

## 09：薬物に関する注意

大麻や覚せい剤等の薬物の所持、使用は犯罪です。薬物は、精神と身体に悪影響を及ぼし、本人だけではなく、友人や家族関係の崩壊にもつながります。

- ・薬物をすすめられても答えは「NO！」
- ・危険な場所に近づかないこと、逃げることも「勇気」です
- ・薬物をすすめる友人や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません
- ・危険ドラッグは「お香」、「バスソルト」、「ハーブ」、「アロマ」、「サプリメント」などと目的を偽装し販売されています。「合法」や「安全」という言葉を信用してはいけません

## 10：闇バイトに注意

昨今、大学生を含む若者が SNS 等の利用を通じていわゆる「闇バイト」に応募し、強盗や特殊詐欺などの犯罪に加担、逮捕される事案等が報道されています。簡単にお金を稼げる等、好条件をうたうアルバイト情報には特に注意しましょう。

○関連リンク

【インターネットトラブル事例集(アルバイト募集が招いた犯罪への加担)(総務省)】

[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/trouble/stop\\_trouble/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/stop_trouble/)

【それ、「バイト」ではなく「犯罪」です!!(警察庁 文部科学省 こども家庭庁)】

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/R0612syonen.pdf>

### ■ 18歳から大人

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、18歳になってからは成年になって結んだ契約として、未成年者取消権の行使ができなくなります。安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。契約のルールをよく確認した上でその契約が必要か検討しましょう。

○関連リンク【消費者庁特設ページ】

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/lower\\_the\\_age\\_of\\_adulthood/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/)

### ■ マイナンバーカードについて

マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、コンビニでの各種証明書の取得や健康保険証として使用できるなど様々な

サービスを受けることができるようになる IC カードです。なお、見知らぬ第三者にマイナンバーカード及び暗証番号を渡さないように注意しましょう。

○関連リンク【こんなとき、あってよかった!マイナンバーカード(デジタル庁 総務省)】

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/494e7749-cb53-4bdd-aeab-49c26d5edbf5/4bfacce0/20240213\\_policies\\_mynumber\\_resources\\_leaflet\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/494e7749-cb53-4bdd-aeab-49c26d5edbf5/4bfacce0/20240213_policies_mynumber_resources_leaflet_01.pdf)

## ■ 困ったときの相談窓口：学生センター内

なんでも相談室・障がい学生支援室・ハラスメント相談室・学生支援課・保健管理センター

[https://www.ynu.ac.jp/campus/guide/handbook/pdf/ori\\_16.pdf](https://www.ynu.ac.jp/campus/guide/handbook/pdf/ori_16.pdf)